

## 第524回: 水平分業とサプライチェーン

出る杭は打たれるというお通り、世界の第5世代無線通信システム(5G)のリーダーとして注目されてきた世界最大の通信機器メーカー“華為技術(Huawei/ファーウェイ)”が、米トランプ政権による市場からの締め出し政策に遭っている。

これに対して、オーナーの任正非氏は「買わないなら向こうが損するだけだ」、「われわれも(米国並みの)半導体チップくらい作れる」と強気の姿勢を崩さないが、同社が窮地に陥っているのは、誰が見ても明らかである。でも窮地にあるのは同社のみではない、国籍を問わず、世界中のメーカーが、トランプショックで大迷惑を蒙っている。

Huawei 追放作戦の第1弾は、2018年8月に成立した“国防権限法 2019”に基づき、「米国政府機関が、Huawei や、同業の中興通迅(ZTE)、監視カメラメーカーのハイクビジョン等から機器やサービスなどを調達するのを禁止」した政策。これが米国による“インバウンド規制”。

一方トランプ氏が大統領令に署名し本年5月15日に発動された新規制は、Huawei とその関連企業 68 社を米商務省の“エンティティ・リスト”に加え、米国から Huawei に向けた製品・サービスの輸出を(実質)禁止としたものであり、これが米国による“アウトバウンド規制”だ。

この措置が Huawei にとって極めて深刻な影響を及ぼすと思われるのは、(たとえば)日本企業が、米国原産の部品、技術、ソフトウェアを利用している場合は、その利用率次第では、日本企業の輸出も「米国からの再輸出」とみなされ、規制対象になることだ。

その Huawei だが昨年11月、同社は本社所在地の広東省深圳市で、世界各国のサプライヤーを招待した“2018 Huawei Global Core Supplier Convention”を開催し、ゴールデン・サプライヤー賞、ベスト・デリバリー賞等々で、中国を含む世界各国の92企業を表彰した。

日本からは富士通、ソニー、村田製作所、住友電工などが選ばれ、中国企業では音響製品メーカー大手の歌爾(=GOERTEK.002241/深圳)、小型電子部品メーカー大手の AAC Technologies (02018/HK) などが顔を出している。

しかし何と言っても、最大勢力は米国企業 33 社であり、このなかには、インテル、クアルコム、オラクル、マイクロソフト、テキサス・インスツルメンツなど世界を代表するブルーチップスが並んでいる。

トランプ大統領が5月15日に署名した大統領令の名称が

Securing the Information and Communications Technology and Services Supply Chain  
(=情報と、通信技術と、サービスのサプライチェーンの保護)”

であることから分かるように、米トランプ政権の狙いが、Huawei の 170 カ国に跨るサプライチェーン網を崩壊させることにあるのは明々白々だ。

---

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

日本の自動車産業は、これまで自動車メーカーが、傘下にピラミッド構造で系列部品メーカー群を従える“垂直統合型”の産業構造で成長を遂げてきたが、昨今のニューエコノミー企業群は、たとえば Apple 社が iPhone の自社工場を持たないように、ファブレス経営の“水平分業”をビジネスモデルとして、繁栄を謳歌してきた。

かかる状況において、米国が突如 Huawei のような多国籍企業に対し、禁輸措置を強権発動すれば、あつと云う間に数千規模の部品や技術等のサプライチェーンが分断され、売り手、買い手双方に深い傷を負う企業が続出する可能性がある。

アウトバウンド規制が発動されて以降、アジアの株式市場では、Huawei の主要サプライヤーの株価が、軒並み下げているが、アメリカのサプライヤーへの波及も必至であろう。

幸いなことにファーウェイは非上場企業であり、一党独裁国家の中国においては“政府による救済”という奥の手があるので、ワースト・シナリオでも、企業破綻や失業問題は水際で食い止められる。

今後懸念されるのはトランプ政権が掲げる“人権”、“外国の脅威”、“安全保障”等、米国人にとって耳に心地よい錦の御旗の下で、5Gや、監視カメラ、AIなど、中国の国策PJ「中国製造 2025」に深く関与する中国企業が受ける風圧である…もちろん風は合衆国から吹いて来る。

最近の報道によると、米国が禁輸措置を検討していると云われる企業として、監視カメラで世界トップ級のハイクビジョン(002415/深圳)と浙江大華技術(002236/深圳)、音声認識技術の iFLYTEK(002230/深圳)、データ管理のメイヤ・ピコ・インフォメーション(300188/深圳)が挙げられているが、米国が警戒するのも尤もだと思われるハイテク企業揃いだ。

新興企業である以上、急速な成長の裏に、各種リスクが存在するのは当然だが、これまでリスクといえば、①新規事業に関するリスク、②市場競争激化のリスク等が挙げられていたが、今後は「米中の覇権争いに起因する政治リスク」といった要素が加わりそうだ。

Huawei 問題は、単なる一企業の問題ではなく、米中の代理戦争である。中国はいま冷戦に突入するか、矛を収めるか、和戦両様の構えで事態を見極めようとしている。

近いうちに、“和”か“戦”か、習近平政権の最終結論が明らかになるだろうが、少なくとも、あの恐ろしい天安門事件(6月4日)までに結論が下されることはないだろう。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

2019年(令和元年)5月30日

## 筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

---

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号

日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入  
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

## ご投資にあたっての注意事項

### 手数料等およびリスクについて

#### ① 株式の手数料等およびリスクについて

- ・ 国内株式の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2420% (税込み)、最低 3,240 円 (税込み) (売却約定代金が 3,240 円未満の場合、約定代金相当額) の手数料をいただきます。国内株式を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。
- ・ 外国株式等の売買取引には、売買金額 (現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して最大 0.8640% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。外国株式は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

#### ② 債券の手数料等およびリスクについて

- ・ 非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスク及び為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

#### ③ 投資信託の手数料等およびリスクについて

- ・ 投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価格が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

#### ④ 株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

- ・ 株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0864% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。
- ・ 株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.320% (税込み)、最低 2,700 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

### ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

---

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

3/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 121 号  
日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入  
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040